



小栗キャップの News Letter

税理士法人オグリ 代表社員 小栗 悟

〒500-8847 岐阜県岐阜市金宝町 1-3 岐阜第一生命ビル 4F

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@otc-oguri.com <http://www.otc-oguri.com>

2013年7月29日(月)

改正消費税法のある改正点

野田政権の置き土産、消費税増税法

平成24年8月10日の参議院本会議で消費税法改正法が可決成立し、消費税の税率は平成26年4月1日から8%、平成27年10月1日から10%へと段階的に引き上げられることになりました。

この改正法については、税率改定時の経過措置に注目が集まっていますが、次の二つの改正も興味深いところです。

グループ法人と新規設立免税事業者

50%超支配関係にあるグループ法人の一員として資本金1000万円未満の法人を新規に設立した場合、その支配関係法人個人の中に、新規設立法人の基準期間に対応する期間の課税売上高が5億円を超えるものがある場合には、当該新設法人の設立後2期間の事業者免税制度は適用されません。

なお、その事業者免税制度不適用の判定に当たっては、新規設立法人の設立前1年以内に解散した別の支配関係法人がある場合には、その解散法人を含めたところで、5億円超課税売上法人個人の有無の判定をします。

中間申告不要者の中間申告

直前課税期間の確定消費税額が年48万円（地方消費税を除く）以下であることにより中間申告義務のない事業者は、中間申

告書を提出して予定納税をすることができませんでした。しても、無効な中間申告、無効な予定納税ということで、確定申告書で中間納付税額欄に記載できませんでした。

これが改正となり、届出書を提出すれば中間申告できることになりました。義務のない納税をする制度など不可解かもしれませんが、源泉所得税で、半年毎の納期の特例の手続きをしながら毎月納付しているケースはよく見かける事実です。これに似せた制度なのかもしれません。

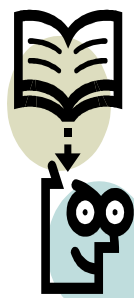
届け出をして申告納付しなかったら

その届出書提出の効果及び届出取止め書提出の**効果は提出の瞬間**に発生します。申告書に同封して提出すればよいわけです。

届出書を出しながら、中間申告と納付をサボったら、一般の中間申告のように提出したものとみなされて、不納付にはペナルティーがあるのでしょうか。

この新制度では、その中間申告書の提出がなかった場合には、届出取止め書を提出したものと**みなす**ことになっています。

消費税法には行為計算否認規定がないから、この規定をクリアすれば法人連続新設節税OKということか。



立法の狙いは消費税滞納対策か？届出書も中間申告書の提出でみなし提出にしてほしいね。